

耕作放棄地再生事業要領

第1 目的

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター(以下「センター」という。)が行う農業人材活用事業のうち、耕作放棄地の解消・再生を推進するため耕作放棄地再生事業を実施する。

その事業の実施に関しては、この要領の定めるところによる。

第2 事業内容

農業人材活用事業で雇用された作業員が、草刈機や耕耘機で実施する簡易な耕作放棄地の解消・再生作業

第3 事業の対象地

再生後に、地域の担い手等が農地として活用することが見込まれる耕作放棄地。

ただし、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により再生作業を実施する耕作放棄地及び所有者が自作地として活用する農地は除く。

第4 事業実施等の手続き

1) 事業実施の申請

各市町村又は各農業委員会(以下「市町村等」という。)は、対象農地について、所有者及び地域の担い手等と調整の上、別紙様式1によりとりまとめ、センターあてに申請すること。

申請にあたっては、市町村と農業委員会とで申請内容が重複しないよう調整して行うこと。

2) 事業実施の採択および通知

センターは、申請のあった農地について、現地確認および聞き取り等により、事業実施の可否を決定するとともに、市町村等に通知する。

3) 施行承諾書の提出

センターは、実施にあたり、事前に農地の所有者より施行承諾書(別紙様式2)の提出を受ける。

4) 再生作業

センターは、施行承諾書に基づいて再生作業を実施する。

5) 事業実施の報告

センターは、作業終了後、市町村等に事業実施について報告する。

6) 実施後の状況確認

市町村は、事業実施の6ヶ月後に農地活用状況について現地確認等を行い、別紙様式3によりセンターへ報告すること。

第5 その他

センターは、事業実施にあたっては、各関係機関及び関係団体と協力・連携して実施する。

附則

この要領は、平成25年10月27日から施行する。

附則

この要領の変更は、平成26年11月7日から施行する。

変更内容 第1財団法人 奈良県農業振興公社から公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターに変更

第4の6)を追加